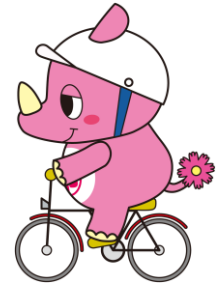


印旛明誠高校の皆さまへお願い

ヘルメットをかぶろう



印西市では、「印西市自転車の安全・安心利用に関する条例」において、**ヘルメットの着用**を努力義務として規定しています。

自転車用ヘルメットは、転んだときや交通事故にあったときに、衝撃から頭を守ってくれます。
自転車を運転するときは、自転車用ヘルメットを着用しましょう。

自転車乗車中の事故

印西市では平成30年8月末現在**35件**の自転車の関係する事故が発生しており**増加傾向**にあります。

自転車乗車中に事故にあうと、車体に強く打ち付けられたり、転倒して縁石や路面などに強打することで頭に大けがをし、**重い障害が残ったり、死亡する確率が高くなります。**大切な命を守るためにもヘルメットを着用しましょう。

高校生の自転車事故（千葉県）平成28年

	件数	全事故比(%)
発生件数	712	4.0
死者数	2	1.1
負傷者数	761	3.4

交通事故発生状況（H30年8月末）

	発生件数	死者数	負傷者数
千葉県	11,239	111	13,654
印西市	169	4	198

交通事故の特徴

事故の原因の多くは**安全不確認**です。自転車乗車中の**ながら運転**（傘さし、スマホ操作、ヘッドホン使用）や右左折の際の**歩行者**や**後方の不確認**が該当します。

安全確認は最も基本的な事故対策です。

自転車に乗る際は時間に余裕を持ち、周囲をよく見て運転しましょう。

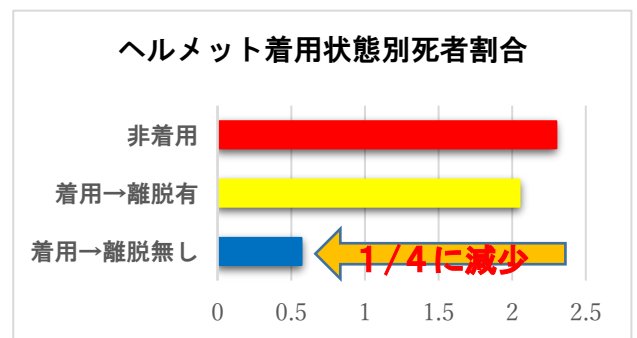
高校生の事故原因別発生状況（千葉県）平成28年

	信号無視	右側通行	一時不停止	前方不注意	安全不確認	その他	合計
第1当事者 （事故の加害者）	6	4	8	9	38	19	84
第2当事者 （事故の被害者）	1	17	1	4	66	420	509

ヘルメット着用の効果

自転車用ヘルメットを正しく着用することにより、**頭の怪我により死亡する割合は約4分の1に減る**というデータがあります。

しかし、ヘルメットを着用しても衝撃を受ける前に脱げてしまうと効果が期待できないため、「アゴヒモ」を正しく締めるようにしましょう。



※公益財団法人交通事故総合分析センターの分析より

印西市役所 市民活動推進課
印西警察署 交通課

印西市自転車の安全・安心利用に関する条例

平成24年10月4日条例第25号

平成28年4月1日一部改正

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車利用者 自転車を運転し、又は所有する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で自転車の小売又は修理を業とする者をいう。
- (5) 関係団体 交通安全の確立を目的とした活動を行う団体（町内会、自治会その他地域的な共同活動を行う団体を含む。）をいう。
- (6) 学校長 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の長をいう。
- (7) 幼児 6歳未満の者をいう。
- (8) 児童 6歳以上13歳未満の者をいう。
- (9) 生徒 13歳以上16歳未満の者をいう。
- (10) 高齢者 65歳以上の者をいう。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自転車の安全な利用の方法及び自転車損害保険等について理解を深め、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメット)

第9条 自転車を運転する者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

- 2 自転車を運転する者は、自転車に取り付けられた幼児用座席に幼児又は児童を乗車させるときは、当該幼児又は児童に乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。
- 3 幼児又は児童を保護する責任のある者は、当該幼児又は児童が自転車（小児用の自転車を含む。）に単独で乗車するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせなければならない。
- 4 生徒を保護する責任のある者は、当該生徒が自転車に乗車するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 5 高齢者の家族は、当該高齢者が自転車を運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。